

1 工場立地法について

工場立地法とは、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、一定規模以上の工場を対象に緑地面積等について規制する法律です。

○届出が必要な工場（特定工場）

- ・業種：製造業、電気・ガス・熱供給業（水力・地熱及び太陽光発電所は除く）
- ・規模：敷地面積 9, 0 0 0 m²以上または建築物の建築合計面積 3, 0 0 0 m²以上
- ・規制：生産施設面積（業種に応じて全国一律基準）
緑地面積、環境施設面積（国の定める範囲で条例により設定可能）

2 制定理由について

有田町では、工場立地法に基づく緑地率等については、国が定める準則（緑地面積率 2 0 % 以上、環境施設面積 2 5 % 以上）を基本として、工業団地区域のみ条例で引き下げ

（緑地面積率 1 0 % 以上、環境施設面積 1 5 % 以上）を行い、運用してきました。

今回条例を制定し緑地面積率等の引き下げ区域等を拡大することで、土地利用効率改善と維持管理にかかる負担軽減することで生産性の向上を図り、町内企業の増設・設備更新の促進を図ることを目的としています。なお、この条例制定に伴い、

「有田町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例」（平成 2 6 年有田町条例第 1 6 号）は廃止します。

3 制定内容

現行

区域		町内一般	工業団地
	緑地面積割合	20%以上	10%以上
環境施設面積割合		25%以上	15%以上
重複緑地算入率		25%以下	特例無し

条例
(案)

区域		都市計画区域			市街化調整区域 都市計画区域外
		住居・商業等 地域	準工業地域	工業専用地域 工業地域	用途の定めのない 地域
		第一種区域	第二種区域	第三種区域	第四種区域
	緑地面積割合	20%以上	10%以上	5%以上	5%以上
環境施設面積割合		25%以上	15%以上	10%以上	10%以上
重複緑地算入率		25%以下	50%以下		

4 施行予定日 令和9年1月1日

【用語等】

- ・ 緑地：樹木が生成する区画された土地、低木又は芝その他の地被植物で表面を覆われている土地等
- ・ 環境施設：広場、太陽光施設などの周辺の地域の生活環境の保持に寄与する施設（緑地を含む）
- ・ 工業団地：前原工業団地、有田工業団地、南原工業団地及び南部工業団地をいう
- ・ 重複緑地：緑地と緑地でない施設が重複した施設（緑化駐車場、壁面緑地など）
- ・ 重複緑地算入率：緑地面積に参入できる重複緑地の割合
「敷地面積×緑地面積率の下限×重複緑地参入率」が上限
- ・ 第一種区域は国基準のとおり
- ・ 各区域の区分と面積割合は、「緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準」
（H10.1.12大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第2号）に準拠